

別表1:評価項目及び評価基準

工事名: 県営水環境整備事業 みのう合所地区 令和8年度起工第1号 小水力発電設備製作据付工事

評価項目	評価基準	配点	
1. 簡易な施工計画 (8.0 点)	(1) 施工上配慮すべき事項 工事施工中における安全対策について (4.0点)	既設取水管から分岐作業(開口、新管接続)を行う際、閉塞空間における作業員の安全対策の工夫について述べる事。(現場監視員等の人員配置及び熱中症対策を除く。)	4.0 ~ -
	(2) 施工上の課題に対する技術的所見 維持管理に配慮した設計・施工上の工夫について (4.0点)	維持管理の簡素化及び施設の長寿命化への配慮等の工夫について述べる事。	4.0 ~ -
2. 企業の技術力 (8.0 点)	(1) 工事成績評定(注1) (3.2点)	82点以上	3.2
		79点以上82点未満	2.4
		76点以上79点未満	1.6
		73点以上76点未満	0.8
		73点未満(工事实績なし)	-
	(2) 施工体制確保の確実性(注2) (1.6点)	受注工事量比率<0.5	1.6
		0.5≤受注工事量比率<1.0	1.2
		1.0≤受注工事量比率<1.5	0.8
		1.5≤受注工事量比率<2.0	0.4
	(3) 工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点 (1.6点)	主たる営業所を福岡県内に有している。	1.6
上記以外		-	
(4) 品質管理・環境マネジメントシステムの取組み状況 (0.8点)	ISO9001と14001の認証の両方を取得済み	0.8	
	ISO9001又はISO14001の認証のいずれかを取得済み	0.4	
	認証を未取得	-	
(5) 同種工事の施工実績(注3) (0.8点)	国内での施工実績あり	0.8	
	上記以外	-	
3. 配置予定技術者の技術力 (4.0 点)	(1) 請負額3千万円以上の同種工事の工事成績評定(注4) (1.0点)	82点以上	1.0
		79点以上82点未満	0.8
		76点以上79点未満	0.5
		73点以上76点未満	0.3
		73点未満(工事实績なし)	-
	(2) 技術士又は監理技術者の資格の保有年数(注5) (0.5点)	10年以上	0.5
		3年以上10年未満	0.3
		3年未満	-
(3) 継続教育(CPD)の取組み状況 (0.5点)	各団体推奨単位以上	0.5	
	各団体推奨単位の2分の1以上	0.3	
(4) 配置予定技術者のヒアリング (2.0点)	・技術者の専門技術力 ・当該工事の理解度、取り組み姿勢 ・技術者のコミュニケーション力	2.0 ~ -	
	合計 (20.0点)		
4. 施工体制の評価 (1.1 点)	(1) 施工体制評価点(注6) (1.1点)	低入札価格調査基準比較価格以上で応札	1.1
		低入札価格調査基準比較価格未満で応札	-
合計 (21.1点)			

注1 評価の対象とする工事は、工事種別が電気工事であり令和3年2月1日から令和8年1月31日の間に完成し、工事成績評定を受けた福岡県発注工事(業者の等級別格付を行う際の主観的事項の評定に用いた全ての工事を対象とする。)とし、成績評定点と最終契約金額の積の合計を最終契約金額の合計で除した値(加重平均値、小数点以下切り捨て)により評価する。特定建設工事共同企業体の工事成績評定は各構成員が同じ成績評定を受けたものとし、最終契約金額は各構成員毎の出資比率を掛けた金額とする。
ただし、前記県発注工事において対象工事がない場合は、令和3年4月1日から令和8年3月31日の間に完成した農林水産省九州農政局及び林野庁九州森林管理局発注の工事(全工事種別)を対象とする。

注2 受注工事量比率=過去1年間の受注実績÷過去3年間の年度平均受注実績
過去1年間の受注実績とは、過去1年間に落札した福岡県農林水産部(水産局水産振興課、農林事務所、朝倉農林事務所筑後川水系農地防災センター(旧称 筑後川水系農地開発事務所)。以下同じ。)発注工事の落札額(随意契約を含む。)の合計とする。
過去1年間とは、令和7年7月8日から令和8年7月7日とする。
過去3年間の年度平均受注実績とは、令和5年4月1日から令和8年3月31日の間に落札した福岡県農林水産部発注工事の落札額の合計を3で除した金額(小数点以下は四捨五入)とする。
ただし、特定建設工事共同企業体の構成員としての実績は、当該落札額に出資比率を乗じた額とする。

注3 国、地方公共団体又は特殊法人等の発注により平成28年度以降に竣工した同種工事(小水力発電設備又は水力発電設備の製作据付又はその補修、更新工事)とする。
なお、施工実績は入札に参加する営業所が有するものに限定する。

注4 令和3年度(令和3年4月1日)以降に従事した工事の工事成績評定点により評価する。(現場代理人、主任技術者又は監理技術者(専任特例2号を含む。以下同じ。)、監理技術者補佐として従事した工事に限る。かつ、現場代理人、主任技術者又は監理技術者、監理技術者補佐として従事した期間が、工期又は専任性を要する期間の50%を超える工事に限る。)
評価の対象とする工事は、令和3年度以降に竣工した請負額3千万円以上で次のいずれかの工事とする。
・福岡県(農林事務所、朝倉農林事務所筑後川水系農地防災センター(旧称 筑後川水系農地開発事務所))発注の農業農村整備事業に係る工事(電気工事に限る。)
・農林水産省九州農政局発注の農業農村整備事業に係る工事(全工事種別)

注5 技術士及び監理技術者の資格は配置予定技術者の入札参加条件を満たす資格と同じである。

注6 入札時に、入札者が低入札価格調査基準比較価格以上で応札した場合に加点を行う。入札者が低入札価格調査基準比較価格未満で応札した場合は加点しない。